

積算基準対照表

(土木工事標準積算基準書 河川・道路編)

令和5年度

IV-3-⑤-1

路上路盤再生工
記載の追加

1. 適用範囲
本資料は、スタビライザによる路上混合作業の路上路盤再生工に適用する。
1-1 適用出来る範囲
(1) スタビライザによる混合深さ40cm以下の場合
(2) 既設アスファルト舗装版を同時に混合する際の舗装版厚が15cm以下の場合
なお、一連作業とはアスファルト舗装切削工から路上路盤再生工、アスファルト舗装工までの施工である。

⑤ 路上路盤再生工

変更

1. 適用範囲
本資料は、スタビライザによる路上混合作業で、混合深さ40cm以下の再生路盤工に適用する。
なお、既設アスファルト舗装版を同時に混合する際の舗装版厚は、15cm以下とする。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本手順で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 養生工は必要に応じて計上する。
図2-1 施工フロー

3. 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量
破砕混合	スタビライザ	路盤再生用 処理深さ0.4m×幅2.0m 土工用・ 吐出ガス浄化型(第1次基準値) アスレックス110	台	1
不陸整正	モータグレーダ	アスレックス110	台	1
締固め	ロードローラ	ワカヤマ 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量8~12t	台	1
	タイヤローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量6~7.5t	台	1
養生	ロードローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量8~20t	台	1
	タイヤローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量6~7.5t	台	1

(注) タイヤローラ及び振動ローラ(舗装用)は、資料とする。

4. 構成人員

日当り構成人員は、次表を標準とする。

表4.1 日当り構成人員 (人/日)

土木一般世帯役普通作業員	4
1	

⑥ 路上路盤再生工

1. 適用範囲
本資料は、スタビライザによる路上混合作業の路上路盤再生工に適用する。
1-1 適用出来る範囲
(1) スタビライザによる混合深さ40cm以下の場合
(2) 既設アスファルト舗装版を同時に混合する際の舗装版厚が15cm以下の場合
なお、一連作業とはアスファルト舗装切削工から路上路盤再生工、アスファルト舗装工までの施工である。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



(注) 1. 本手順で対応しているのは、実線部分のみである。
2. 養生工は必要に応じて計上する。
図2-1 施工フロー

3. 機種の選定

機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量
破砕混合	スタビライザ	路盤再生用 処理深さ0.4m×幅2.0m 土工用・ 吐出ガス浄化型(第1次基準値) アスレックス110	台	1
不陸整正	モータグレーダ	アスレックス110	台	1
締固め	ロードローラ	ワカヤマ 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量10~12t	台	1
	タイヤローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量8~20t	台	1
養生	ロードローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量8~20t	台	1
	タイヤローラ	標準型 吐出ガス浄化型(第1次基準値) 標準型 運転質量6~7.5t	台	1

(注) タイヤローラ及び振動ローラ(舗装用)は、資料とする。

4. 構成人員

日当り構成人員は、次表を標準とする。

表4.1 日当り構成人員 (人)

土木一般世帯役普通作業員	4
1	

積算基準対照表

(土木工事標準積算基準書 電気通信編)

令和5年度

<p>修正内容</p>	<p>土木工事標準積算基準書</p>	<p>千葉県</p>
<p>VII-1-1 「国土交通省直轄の」の文言削除</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備を積算施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこなひ、明確に作成しなければならない。</p> <p>3 用語の定義 (1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。 (2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。 (3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、土木事業における電気通信設備を積算施工に付する場合における工事費の積算に適用する。 ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。</p> <p>2 設計書の作成 設計書の作成にあたっては、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件、施工管理、安全施工等に十分留意し、工法歩掛及び単価などについて調査研究をおこなひ、明確に作成しなければならない。</p> <p>3 用語の定義 (1) 「技術者」とは、電気通信技術者をいう。 (2) 「技術員」とは、電気通信技術員をいう。 (3) 「技術者等」とは、電気通信技術者及び電気通信技術員をいう。</p>

VII-2-8

3 労務費 (2)
(イ) 「賃金実態調査
単価」を「設計単価編
労務単価」に記載変更

(ロ) 「公共工事設計
労務単価」を「設計単
価編 労務単価」に記
載変更

④ 直接工事費

1 総 則

この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ただし、「第4章①市場単価方式による価格の算定」に示すものには適用しない。

2 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

- (1) 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を考慮して加算するものとする。
- (2) 価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官制において購入した素材を支給する場合、現場発生素材を官制において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の製品価格とする。

3 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

- (1) 所要人員
所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事状態を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び機材により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。
- (2) 労務資金
労務資金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労力費の基本給をいう。
基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。
基本給は、次にによるものとする。

(イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「賃金実態調査単価」とする。

(ロ) 技能労力費

「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

変更

変更

4 直接経費

以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章③直接経費」によるものとする。

④ 直接工事費

1. 総 則

この算定基準は、直接工事費の内、材料費、労務費、直接経費、輸送費の算定に係る必要な事項を定めたものである。直接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ただし、「第4章①市場単価方式による価格の算定」に示すものには適用しない。

2. 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

- (1) 数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を考慮して加算するものとする。
- (2) 価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入後に要する費用及び購入場所から施工現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官制において購入した素材を支給する場合、現場発生素材を官制において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の製品価格とする。

3. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

- (1) 所要人員
所要人員は、原則として、施工現場条件及び工事状態を考慮して工事ごとに算定するが、一般に過去の実績及び機材により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。
- (2) 労務資金
労務資金は、工事作業に直接従事した技術労働者及び技能労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の賃金基本給をいう。
基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。
基本給は、次にによるものとする。

(イ) 技術労力費

電気通信技術者及び技術員の賃金をいい、「設計単価編 労務単価」とする。

(ロ) 技能労力費

「設計単価編 労務単価」等を使用するものとする。

変更

変更

以下に示す他は「土木工事標準積算基準書第1編第2章③直接経費」によるものとする。

修正内容	土木工事標準積算基準書	千葉県
<p>VII-4-2</p> <p>②「工事の一時中止」を「工事における工期の延長等」に記載変更</p>	<p>② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱い <small>変更</small> 「土木工事標準積算基準書第1編第10章 工事の一時中止」に伴う増加費用等の積算」によるものとする。</p>	<p>② 工事における工期の延期等に伴う増加費用等の積算上の取扱い 「土木工事標準積算基準書第1編第10章 工事における工期の延長等」に伴う増加費用等の積算」によるものとする。</p>

積算基準対照表

(機械設備工事標準積算基準)

令和5年度

IX-1-12

「公共事業企画調整課長」を「設計単価編 労務単価」に記載変更

第IX編 機械設備

⑤ 請負工事費の積算

1 製作原価

工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1-1 直接製作費

(1) 材料費

1) 直接材料費

(イ) 材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。

(ハ) 単価は、次のとおりとする。

a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価 × 材料割増率 × 0.7)」により算定するものとする。

b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。

c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。

d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を用いる。

e 鋳造品のベース価格は、開放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては開放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。

f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。

2) 補助材料費

(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。

(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。

(2) 機器単体費

1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

2) 所要量の算定は積上げによるものとする。

(3) 労務費

1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。

2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。

3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、**変更** 公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。

(4) 塗装費

1) 塗装費の積算は、(塗表面積) × (1㎡当りの単価) とする。

ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。

2) 塗表面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗表面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。

3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

(5) 直接経費

1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。

IX-1-12

第IX編 機械設備

⑤ 請負工事費の積算

1 製作原価

工場製作に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1-1 直接製作費

(1) 材料費

1) 直接材料費

(イ) 材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。

なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし、原則としてネット質量の積上げとするがボルト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとする。

(ハ) 単価は、次のとおりとする。

a 鋼材の単価は、「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価 × 材料割増率 × 0.7)」により算定するものとする。

b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じて加算するものとする。

c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。

d スクラップ単価は原則として、表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を用いる。

e 鋳造品のベース価格は、開放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては開放し単価に含めるが、特殊なものについては、「直接経費」として別途計上するものとする。

f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。

2) 補助材料費

(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。

(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。

(補助材料の内訳)

接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、くぎ等である。ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。

(2) 機器単体費

1) 機器単体費の積算は、(所要量) × (単価) とする。

2) 所要量の算定は積上げによるものとする。

(3) 労務費

1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。

2) 工数は、各章で定めた値によるものとする。

3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、「設計単価編 労務単価」に定めるものとする。

(4) 塗装費

1) 塗装費の積算は、(塗表面積) × (1㎡当りの単価) とする。

ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。

2) 塗表面積の算定は、積上げによるものとする。

ただし、実績等により塗表面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。

3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。

(5) 直接経費

1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。

IX-1-12

<p>IX-1-13</p> <p>「公共事業企画調整課長」を「設計単価編 労働単価」に記載変更</p> <p>「公共工事設計労務単価」を「設計単価編 労働単価」に記載変更</p>	<p>第1章 一般共通</p> <p>1-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接製作費</p> <p>1) 間接製作費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。</p> <p>2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。</p> <p>3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。</p> <p>4) 複数工種一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。</p> <p>2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器車体費」を除いた額とする。</p> <p>3) 純製作費は、「直接製作費」「間接製作費」の合計額である。</p> <p>4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <p>5) 複数工種一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>2 据付工事原価</p> <p>据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5による。なお、これにより離れたい場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。</p> <p>(直接材料の内訳)</p> <p>据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。</p> <p>(補助材料の内訳)</p> <p>接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は「公共事業企画調整課長」別に定めるものとする。</p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「設計単価編 労働単価」による。</p> <p>5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。変更</p> <p>(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯)特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。</p>	<p>第1章 一般共通</p> <p>1-2 間接製作費</p> <p>(1) 間接製作費</p> <p>1) 間接製作費の積算は、(間接労務費対象額) × (間接労務費率) とする。</p> <p>2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。</p> <p>3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。</p> <p>4) 複数工種一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(2) 工場管理費</p> <p>1) 工場管理費の積算は、(工場管理費対象額) × (工場管理費率) とする。</p> <p>2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器車体費」を除いた額とする。</p> <p>3) 純製作費は、「直接製作費」「間接製作費」の合計額である。</p> <p>4) 工場管理費率は、表-1・4によるものとする。</p> <p>5) 複数工種一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>2 据付工事原価</p> <p>据付けに係る各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>2-1 直接工事費</p> <p>(1) 輸送費</p> <p>1) 輸送費の積算は、表-1・5による。なお、これにより離れたい場合は別途積み上げる。</p> <p>2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地とする。</p> <p>3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。</p> <p>(2) 材料費</p> <p>1) 直接材料費</p> <p>(イ) 直接材料費の積算は、(所要量) × (単価) とする。</p> <p>(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標準数量の明らかなものはそれによるものとする。</p> <p>(直接材料の内訳)</p> <p>据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、銅管等</p> <p>2) 補助材料費</p> <p>(イ) 補助材料費の積算は、(補助材料費対象額) × (補助材料費率) とする。</p> <p>(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。</p> <p>(補助材料の内訳)</p> <p>接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等</p> <p>(3) 労務費</p> <p>1) 労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。</p> <p>2) 工数は各章で定めた値によるものとする。</p> <p>3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は「設計単価編 労働単価」に定めるものとする。</p> <p>4) 機械設備据付工以外の労務費は、「設計単価編 労働単価」による。</p> <p>5) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯)特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に定められた地域)における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。</p>
--	---	---

IX-1-13

材料費等の価格等の取扱い
 なお、設計単価は、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。と記載変更

以下文言削除

- (2) 現場管理費
 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 2) 塗装塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
 (3) 据付間接費
 1) 塗装塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
- 3 設計技術費
 (1) 塗装工事（現場塗装工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
 (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
- 4 一般管理費等
 (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い
 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1： 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を適用する場合）。	0.04
ケース2： 発注者が仮物的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3： ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

- 5 端数処理
 (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

- 6 材料費等の価格等の取扱い
 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。
 (1) 物価資料、見限り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。
 (2) 材料費等
 材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側ににおいて保管し再使用品として支給する場合も、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、各地が整備局（以下「局」という。）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう。）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」）

変更

- (2) 現場管理費
 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。
 2) 塗装塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 3) 河川浄化設備の現場管理費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
 (3) 据付間接費
 1) 塗装塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。
 2) 河川浄化設備の据付間接費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
- 3 設計技術費
 (1) 塗装工事（現場塗装工事）は、設計技術費を計上しない。修繕工事で内容が設備の修繕の場合は、設計技術費を計上する。
 (2) 河川浄化設備の設計技術費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。
- 4 一般管理費等
 (1) 契約の保証に必要な費用の取扱い
 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、表-3の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

表-3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (%)

保証の方法	補正値
ケース1： 発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を適用する場合）。	0.04
ケース2： 発注者が仮物的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3： ケース1及びケース2以外の場合。	補正しない

- 5 端数処理
 (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。
 (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

- 6 材料費等の価格等の取扱い
 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。
 (1) 物価資料、見限り等に掲載される価格等は、消費税込み価格、消費税抜き価格の両者があると考えられるので、消費税を含んでいる場合は、当該額に110分の100を乗じて得られた額を、消費税を含まない価格として扱うものとする。
 (2) 材料費等
 材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入れに要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側ににおいて保管し再使用品として支給する場合も、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は、「設計単価編」記載の設計単価（材料単価）の取扱要領によるものとする。

IX-1-38

記載の削除

第IX編 機械設備
削除

算資料」をいう。掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、材料費と同様に局特別調査単価（臨時調査）、見積りをもとに決定するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件から下記により難い場合は、事前に本局担当課と協議のうえ別途決定する。

- 1) 局設定単価による場合
 - a. 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新工次積算システムに登録する単価である。
- 2) 物価資料による場合
 - a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。
 - なお、適用時期は毎月とする。
 - b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。
 - ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。
- 3) 局特別調査単価（定期調査）による場合
 - a. 1)及び2)により難い場合は、単価の決定は局特別調査単価（定期調査）によるものとする。
 - 局特別調査単価（定期調査）は、年2回（4月、10月）、本局担当課において決定し、通知する単価である。
 - （局特別調査単価（定期調査）とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。）
- 4) 1)、2)及び3)の方法により難い場合
 - a. 1)、2)及び3)の方法により難い場合は、局特別調査単価（臨時調査）として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものである。
 - なお、局特別調査単価（臨時調査）は、各事務所において資材価格調査が必要な資材（1 事務所のみにおいて必要なときも含む）について行うものとする。
 - b. なお、1 工事において調査価格（材料単価×使用数量）が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。
 - また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。
 - イ) 調査価格（材料単価×使用数量）が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り（100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満）又は特別調査単価（100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上）によるかの判断を行うものとする。
 - なお、同一工事の1資材に複数の価格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。
 - また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。
 - ロ) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積り依頼を行う。
 - なお、見積り価格は、実勢取引価格であることを確認する。
 - ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。
- 5) 価格変動が著しい場合
 - 主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

削除

削除

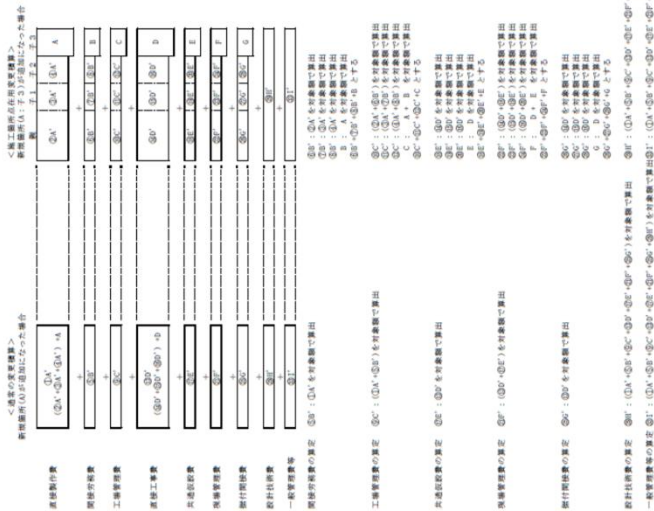
(3) 単価協議
 総協約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。
 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。
 また、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（積上げ分）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

(4) 設計変更について

- 1) 「概設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

- 1) 「概設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 2) 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 3) 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 4) 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

図-1-2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ



<p>修正内容</p>	<p>機械設備工事標準積算基準</p>	<p>千葉県</p>
<p>IX-20-1 「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」文言削除</p>	<p>第20章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通</p> <p>第20章 機械設備点検・整備業務</p> <p>第20章 機械設備点検・整備業務</p> <p>① 一般共通</p> <p>1 適用範囲 削除</p> <p>この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。</p> <p>ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等）</p> <p>また、上記設備の点検と同時に小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器車体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。</p> <p>なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p>	<p>第20章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通</p> <p>第20章 機械設備点検・整備業務</p> <p>第20章 機械設備点検・整備業務</p> <p>① 一般共通</p> <p>1 適用範囲</p> <p>この基準は、治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。</p> <p>ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等）</p> <p>また、上記設備の点検と同時に小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器車体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。</p> <p>なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。</p>

IX-20-6

「公共事業企画調整課長」を「設計単価編 勞務単価」に記載変更

「各地方整備局統一単価」を「設計単価編 勞務単価」に記載変更

第四編 機械設備

表-20-2 直接経費率 (%)

機 械 設 備 名	直接経費率 (%)
河川用水門・閘門	8
堰 設 備	8
ゴム引布制起伏ゲート	8
閘門閘管ゲート	10
ダム用水門設備	8
揚排水ポンプ設備	7
トンネル	15
送 (排) 風機	15
ジェットファン	14
非常用施設	14
運送排水設備	10
消雪設備	4
井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4
散水配管	23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- 2) 工数は各機械設備毎の各業によるものとする **変更**
- 3) 点検整備工の賃金は、**公共事業企画調整課**が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。
- 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 **変更**
 (イ) 積雪寒冷地 (豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域) における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 塗装費

- 1) 塗装の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。
- 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかでないものはそれによってもよいものとする。
- 3) 塗装面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、単計算による額と積上げ積算による額を加算して算定するものとする。
- 2) 単計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。
 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費)
 共通仮設費 (率分) = 対象額 × 共通仮設費率
 ただし、共通仮設費率は、表-20-3によるものとする。
 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。
- 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費 (率分) を単純合算するものとする。

IX-20-6

第四編 機械設備

表-20-2 直接経費率 (%)

機 械 設 備 名	直接経費率 (%)
河川用水門・閘門	8
堰 設 備	8
ゴム引布制起伏ゲート	8
閘門閘管ゲート	10
ダム用水門設備	8
揚排水ポンプ設備	7
トンネル	15
送 (排) 風機	15
ジェットファン	14
非常用施設	14
運送排水設備	10
消雪設備	4
井戸・取水施設・ポンプ及び電気設備	4
散水配管	23

(3) 直接労務費

- 1) 直接労務費の積算は、(工数) × (賃金) とする。
- 2) 工数は各機械設備毎の各業によるものとする。
- 3) 点検整備工の賃金は、「設計単価編 勞務単価」に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。
- 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。
 (イ) 積雪寒冷地 (豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域) における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 塗装費

- 1) 塗装の積算は、(塗装面積) × (1㎡当りの単価) とする。
- 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかでないものはそれによってもよいものとする。
- 3) 塗装面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、単計算による額と積上げ積算による額を加算して算定するものとする。
- 2) 単計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。
 対 象 額 = 直接点検・整備費 + (無償貸付機械等評価額 + 支給品費)
 共通仮設費 (率分) = 対象額 × 共通仮設費率
 ただし、共通仮設費率は、表-20-3によるものとする。
 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。
- 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費 (率分) を単純合算するものとする。

IX-20-6

IX-20-7

「公共工事設計労務単価」を「設計単価編 労務単価」に記載変更

第20章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

表-20・3 共通取組費率 (%)

機 械 設 備 名	共通取組費率 (%)
河川用水門・堰設 備	19
ダム用水門設備	19
揚排水ポンプ設備	20
送(排)風機	21
トンネル	16
換気設備	39
非常用施設	27
道路排水設備	35

- 4) 運搬費
運搬費については共通取組費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。
- 5) 派遣費
(イ) 派遣費については共通取組費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅額に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。
(ハ) 賃金は、「3-1(3) 直接労務費」によるものとする。
(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。
- 6) 宿泊費
宿泊費については、共通取組費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅額に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、「公共工事設計労務単価」を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。
なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。
- 7) 安全費
(イ) 共通取組費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
a 現場内全般的な安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
c 安全委員会等に要する費用。
d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護標、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
c 粉塵作業の予防に要する費用。
d 高圧作業の予防に要する費用。
e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。

IX-20-7

第20章 機械設備点検・整備業務 ① 一般共通

表-20・3 共通取組費率 (%)

機 械 設 備 名	共通取組費率 (%)
河川用水門・堰設 備	19
ダム用水門設備	19
揚排水ポンプ設備	20
送(排)風機	21
トンネル	16
換気設備	39
非常用施設	27
道路排水設備	35

- 4) 運搬費
運搬費については共通取組費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。
- 5) 派遣費
(イ) 派遣費については共通取組費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。
(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅額に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。
(ハ) 賃金は、「3-1(3) 直接労務費」によるものとする。
(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。
- 6) 宿泊費
宿泊費については、共通取組費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅額に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工のみ計上し、「設計単価編 労務単価」を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。
なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。
- 7) 安全費
(イ) 共通取組費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
a 現場内全般的な安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。
b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。
c 安全委員会等に要する費用。
d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護標、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。
(ロ) 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。
なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
a 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。
b 酸素欠乏症の予防に要する費用。
c 粉塵作業の予防に要する費用。
d 高圧作業の予防に要する費用。
e 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。

IX-20-7

IX-21-1

「各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の」文言削除

第21章 機械設備設計業務委託

第21章 機械設備設計業務委託

① 一般共通

1 適用範囲

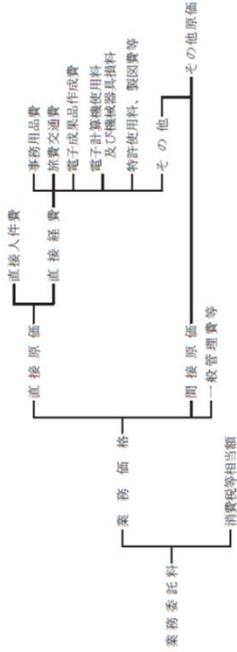
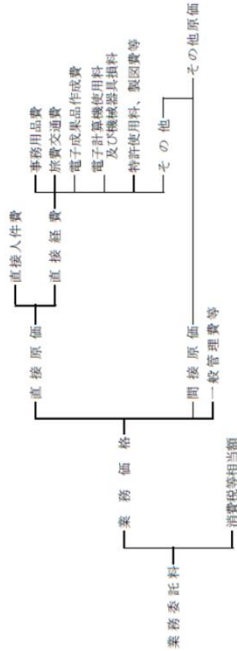
この積算基準は、**各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業**の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

削除

この積算基準は、治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

2 業務委託料

業務委託料の構成



3 業務委託料構成費目の内容

3-1 直接原価

- (1) 直接人件費
直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。
- (2) 直接経費
直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の1)から5)までに掲げるものとする。

- 1) 事務用品費
 - 2) 旅費交通費
 - 3) 電子成果品作成費
 - 4) 電子計算機使用材料及び機械器具損料
 - 5) 特許使用料、製図費等
- これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(3) その他原価
その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。
なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

3-2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 業務委託料構成費目の内容

3-1 直接原価

- (1) 直接人件費
直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。
- (2) 直接経費
直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の1)から5)までに掲げるものとする。

- 1) 事務用品費
 - 2) 旅費交通費
 - 3) 電子成果品作成費
 - 4) 電子計算機使用材料及び機械器具損料
 - 5) 特許使用料、製図費等
- これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(3) その他原価
その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。
なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

3-2 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

積算基準対照表

(港湾土木請負工事積算基準)

令和5年度

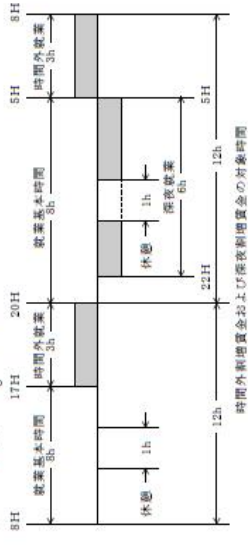
2-1-2

記載内容の修正
※計算例を削除し、「設計単価の端数処理の詳細については、設計単価(材料単価)の取扱要領による。」を追記。

【計算2時間、2交代制のγの計算例】

$$\begin{aligned} \text{時間外割増賃金率} &= 6h \times \frac{1.25}{8} = \frac{7.5}{8} \\ \text{深夜割増賃金率} &= 6h \times \frac{0.25}{8} = \frac{1.5}{8} \end{aligned} \quad \left. \begin{array}{l} \\ \end{array} \right\} \text{合計} \frac{9.0}{8}$$

$$\text{一人については、} \gamma = \frac{4.5}{8} = 0.5625$$



2-2 材料費

2-2-1 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当者(支出負担行為担当代理、分任支出負担行為担当者を含む)の定めるところとし、以下の方法で決定する。
なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると思われる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。

1) 物価資料による場合

(1) 決定方法

「積算資料」(一財)建設調査会)および「建設物価」(一財)建設物価調査会) (以下「物価資料」という)に掲載されている単価を平均して算出する。決定額の有効桁数は、算出に用いた単価の有効桁数の多い方を採用する。
ただし、本表の一方の有効桁数が3桁未満のときは決定額の有効桁数は3桁とする。
また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

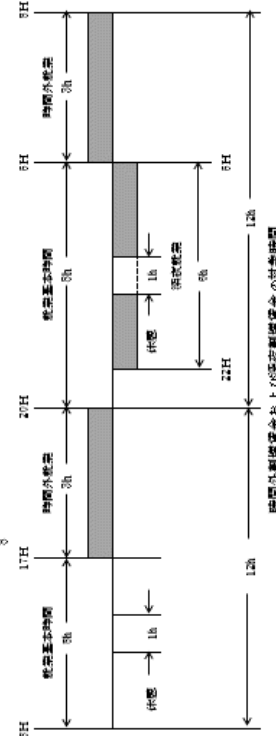
建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)
平均額	33,750円		
決定額	33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		
<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合			
建設物価	560円 (有効桁2桁)	積算資料	570円 (有効桁2桁)
平均額	565円		
決定額	565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		
<例> 3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数が発生する場合 (材料単価)			
建設物価	98円 (有効桁2桁)	積算資料	90円 (有効桁1桁)
平均額	92.5円		
決定額	92.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)		

(2) 公表価格の取扱い
公表価格である割引額(率)の表示がある品目については、これを採用する。
公表価格である割引額(率)の表示がない品目については、特別調査とする。

【計算2時間、2交代制のγの計算例】

$$\begin{aligned} \text{時間外割増賃金率} &= 6h \times \frac{1.25}{8} = \frac{7.5}{8} \\ \text{深夜割増賃金率} &= 6h \times \frac{0.25}{8} = \frac{1.5}{8} \end{aligned} \quad \left. \begin{array}{l} \\ \end{array} \right\} \text{合計} \frac{9.0}{8}$$

$$\text{一人については、} \gamma = \frac{4.5}{8} = 0.5625$$



2-2 材料費

2-2-1 材料単価

材料単価は、支出負担行為担当者(支出負担行為担当代理、分任支出負担行為担当者を含む)の定めるところとし、以下の方法で決定する。
なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると思われる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。

1) 物価資料による場合

(1) 決定方法

「積算資料」(一財)建設調査会)および「建設物価」(一財)建設物価調査会) (以下「物価資料」という)に掲載されている単価を平均して算出する。決定額の有効桁数は、算出に用いた単価の有効桁数の多い方を採用する。
ただし、本表の一方の有効桁数が3桁未満のときは決定額の有効桁数は3桁とする。
また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合
建設物価 33,500円 (有効桁3桁) 積算資料 34,000円 (有効桁2桁)
平均額 33,750円
決定額 33,700円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)
<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合
建設物価 560円 (有効桁2桁) 積算資料 570円 (有効桁2桁)
平均額 565円
決定額 565円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)
<例> 3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数が発生する場合 (材料単価)
建設物価 98円 (有効桁2桁) 積算資料 90円 (有効桁1桁)
平均額 92.5円
決定額 92.5円 (最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

2-1-3 雑材料
 2-2-3 雑材料
 記載の追記
 「計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を越えない範囲で端数調整を行うものである。」を追記。

2) 物価資料により難い場合
 (1) 特別調査による決定
 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引量、ならびに1回当りの取引量を考慮して調査・決定する。
 (2) 見積りによる決定
 特別調査による決定は、見積りによって決定する。その場合は、以下による。
 ① 見積りを取引する場合は、形状寸法、品質、規格、数量および納入時期、納期等の条件を提示し、見積額を行う。
 ② 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最廉値法を採用する。
 (3) その他
 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができ、
 2-2-2 支給材料
 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率付率額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（カーボン、ブロッカー等）および発生材料は、無償計上とする。
 なお、支給材料の第五、第六付けおよび運搬等の経費は該付工事費に計上する。
 2-2-3 雑材料
 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。
 2-3 運算方法
 2-3-1 特許使用料等
 1) 特許使用料
 使用する技術・工法について特許法に基づき設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。
 (1) 適用対象
 特許使用料は、特許権に依る施工法・製法・製造法ならびに特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうちに、設定登録が完了している場合および出願が完了し、かつ設定登録が完了していない手続期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。
 (2) 積算方法
 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。
 ① 工法使用料等の算出
 非特許工法等を使用する場合は、業協約に基づき民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。
 なお、特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるのを留意されたい。

2) 物価資料により難い場合
 (1) 特別調査による決定
 物価資料により難い場合は、特別調査によって決定することを原則とし、当該工事の取引量、ならびに1回当りの取引量を考慮して調査・決定する。
 (2) 見積りによる決定
 特別調査による決定は、見積りによって決定する。その場合は、以下による。
 ① 見積りを取引する場合は、形状寸法、品質、規格、数量および納入時期、納期等の条件を提示し、見積額を行う。
 ② 見積りは、原則として3社以上から徴収する。
 ③ 決定方法は、異常値を排除した平均値とする。ただし、見積書の数が多い場合は、最廉値法を採用する。
 (3) その他
 現地の状況により、上記のいずれの方法にもより難い場合は、別途考慮することができ、
 2-2-2 支給材料
 支給材料の価格は購入価格とし、間接工事費の率付率額としてのみ計上する。ただし、別途製作した材料（カーボン、ブロッカー等）および発生材料は、無償計上する。
 2-2-3 雑材料
 代価表に雑材料の計上割合が示されていない場合は、原則として代価表総額の0.5%とする。なお、市場単価は、雑材料の対象としない。
 2-3 運算方法
 2-3-1 特許使用料等
 1) 特許使用料
 使用する技術・工法について特許法に基づき設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。
 (1) 適用対象
 特許使用料は、特許権に依る施工法・製法・製造法ならびに特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうちに、設定登録が完了している場合および出願が完了し、かつ設定登録が完了していない手続期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。
 (2) 積算方法
 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。
 ① 工法使用料等の算出
 非特許工法等を使用する場合は、業協約に基づき民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。
 なお、特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるのを留意されたい。

追加

計上にあたっては、所定の雑材料率の限度いっぱいとし、当該金額を越えない範囲で端数調整を行うものである。
 2-3 運算方法
 2-3-1 特許使用料等
 1) 特許使用料
 使用する技術・工法について特許法に基づき設定登録がされている場合は、所定の特許料（派出技術者等の費用を含む）を計上する。
 (1) 適用対象
 特許使用料は、特許権に依る施工法・製法・製造法ならびに特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続のうちに、設定登録が完了している場合および出願が完了し、かつ設定登録が完了していない手続期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。
 (2) 積算方法
 工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する工法等の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額とする。
 ① 工法使用料等の算出
 非特許工法等を使用する場合は、業協約に基づき民間企業等が有する特許権の持ち分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許に係る特許使用料を計上する。
 なお、特許権、実用新案権および専売権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるのを留意されたい。

